

建設コンサルタント業務における最低制限価格制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の改正を行います。

【改正の内容】

●最低制限価格の設定基準の改正

※平成29年5月1日以後に行う通知に係るものから適用します。

業種区分	最低制限価格の算定方法
測 量	(直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>10分の4.8</u>) ×1.08
土木関係の建設 コンサルタント	(直接人件費+直接経費+その他原価×10分の9 +一般管理費等× <u>10分の4.8</u>) ×1.08